

美容師法施行条例

平成十二年三月二十四日
条例第二十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第二条 法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- 二 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
- 三 美容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
- 四 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。
 - イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。口において「省令」という。）第二十五条第一号に規定するいずれかの方法によること。
 - ロ イに規定するもの以外のものは、省令第二十五条第一号又は第二号ハ、木若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。
- 五 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること。
- 六 消毒液は、毎週一回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
- 七 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

(美容所の衛生上必要な措置)

第三条 法第十三条第四号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 作業所の面積は、九・九平方メートル以上であること。
- 二 美容に使用するいすは、作業所の面積九・九平方メートルにつき四台以内とし、その面積が九・九平方メートルを超えて、二十三・一平方メートル以下である場合は、その超える面積が三・三平方メートルを増すごとに一台を四台に加えた台数以内とし、その面積が二十三・一平方メートルを超える場合は、その超える面積が三・三平方メートルを増すごとに二台を八台に加えた台数以内とすること。
- 三 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- 四 天井の高さは、床面から二・一メートル以上とすること。
- 五 待ち合い所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した〇・九メートル以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- 六 ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- 七 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えて置くこと。

(出張美容を行うことができる場合)

第四条 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号。第六条第一項において「政令」という。）第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 付近に美容所のないへき地に出張して理容を行う場合
- 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合
- 三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
(出張美容を行う場合の衛生上必要な措置)

第五条 法第七条ただし書の規定による美容所以外の場所における業（次条において「出張美容」という。）を行う美容師が講すべき法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置
(出張美容を行う場合の届出)

第六条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第十一条第一項の規定による美容所の位置等の届出をしている者の当該届出に係る美容所が、第三条第一号又は第四号の規定に適合しない場合においては、これらの規定にかかわらず、当該美容所の構造設備を変更する場合を除き、当該美容所の衛生上必要な措置については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十八日条例第二十九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をしている者の当該届出に係る美容所が改正後の第三条第三号の規定に適合しない場合においては、当該美容所が増築さ

れ、又は改築されるまでの間は、当該美容所については、同号の規定は適用しない。

- 3 この条例の施行の日以後に出張美容を行おうとする美容師は、この条例の施行前においても、改正後の第六条第一項の規定の例により、知事に届け出ができる。
- 4 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において改正後の第六条第一項の規定によりされた届出とみなす。